

# 入園基準の優先利用とは・・・

【保育認定(2号・3号)を受けた子どもの場合】(従うべき基準)

保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

ひとり親家庭 94人/875人

生活保護家庭 5人/875人

生計中心者の失業 113人/875人(保護者と登録されているが、税金が0の人)

お子さんに障害がある場合 4人/875人

虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

育児休業明け

兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 357人/875人

小規模保育事業などの卒園児

その他市町村が定める事由

## <あわらし市優先利用のポイント>

### 1 枠 (3 ポイント)

兄弟姉妹

### 2 枠 (2 ポイント)

教育保育提供区域

### 3 枠 (1 ポイント)

ひとり親家庭

生活保護家庭

生活中心者の失業

お子さんに障害がある場合

虐待やDV

育児休業明け

小規模保育事業などの卒園児

家や職場からの距離が500m

卒園児の兄弟姉妹

### なぜ、多子世帯を優先利用に加えることを提案するのか？

平成27年1月22日付けで内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課から各都道府県あてに「多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について(依頼)」という連絡があった。

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築(中略)を勧めていく」とされ、そのアクションプランにおいて、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討・課題を抽出」することが定められたことに伴うものであり、各市町に対しては可能な限りの対応を求めている。